

都農第1058号  
令和6年2月22日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	中霧島 (古江、山内、谷頭4、5、谷頭1、谷頭2、谷頭3)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月31日

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区では、約4割が水田、約6割が畑であるが、水田の農業担い手への農業集積率が低い。
- ・山間部において、作付けを行っても鳥獣被害が多く、収穫量が少ないので、耕作意欲を失う。
- ・人員不足であり、働く人がいない。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米)を主要作物としつつ、園芸作物(カンショ、サトイモ、ダイコン、ニンジン、ゴボウ、コマツナ、加工ホウレンソウ、エダマメ、促成キュウリ)、飼料作物(トウモロコシ、牧草、飼料用米)、工芸作物(茶)等の団地化を形成する。
- ・今後、新規就農者の就農や中心経営体の規模拡大にあわせて、畑かん事業で整備した用水を活用した施設野菜や露地野菜の導入を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	286.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	286.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積・集約化の方針

・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

・担い手が営農の継続が困難になった場合は、農地中間管理機構を通じて別の担い手への貸付けを進めていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・作業の効率化が期待できる作業は委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

#### ①鳥獣被害防止対策

・被害状況を把握し、侵入防止柵や檻の設置等を検討して、被害防止の構築等に取り組む。